

令和5年度ケアラー月間における啓発事業業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和5年度ケアラー月間における啓発事業業務委託

2. 事業の目的

11月のケアラー月間において、ケアラー・ヤングケアラーという言葉やその意味のほか、ケアは家族だけで担うべきでないこと、他者に頼っていいことについて理解を深める啓発を行う。とくに本年度は「ビジネスケアラー」をテーマとする。キャッチフレーズは「誰かを支えるあなたも支える。」

3. 予算額

上限額：4,600,000円（消費税及び地方消費税額込み）

各種謝礼や業務内容に基づくすべての経費を含む。

4. 事業内容

(1) トークイベントの開催

ア 目的

「ビジネスケアラー」をテーマにケアの中でも唯一備えることができる高齢者の介護について、心構えや支援等を知らせ、ケアについて自分事となるようなトークイベントを開催する。

イ 開催日

令和5年11月1日～5日までのいずれか

ウ 開催方法

オンラインによるライブ配信

エ 内容

- ・親の介護にあたっての心構え、介護保険制度、介護休業制度の活用や費用負担、仕事の両立、具体的な相談先やサービスの利用方法 等
- ・統計データや具体的な数値を用いて、視聴者が介護を自分事として認識し、備える準備を始めるきっかけとなるような内容とする。
- ・後述の後日配信にあたって、市町村や企業等が一般の方に対して啓発する際にも活用しやすい内容とする。
- ・内容については、県と協議の上、決定する。

(2) (1) の後日配信動画の作成

ア 目的

(1) で実施したトークイベントについて、より多くの方が視聴できるよう後日配信の動画を作成する。

イ 配信期間

令和5年11月中旬～令和6年3月31日

ウ 内容

- ・4(1)を撮影したものに字幕を付し、県公式YouTubeチャンネルにて配信する。
- ・字幕やファイル形式など県公式YouTubeチャンネルで配信することを前提とした仕様とする。
- ・そのほか、市町村や企業等が一般の方に対して啓発する際に活用しやすい仕様とする。
- ・令和5年11月10日までに電子データを県へ納品すること。

(3) メッセージ動画の作成

ア 目的

ケアラー・ヤングケアラーの普及啓発のため、メッセージ動画を作成する。

イ 配信期間

令和5年10月中旬～令和5年11月30日

ウ 内容

- ・ケアを家族だけで担うべきではないこと、他者を頼っていいということが伝わるメッセージ内容とする。
- ・動画は15秒と30秒の2パターンとする。
- ・県内の協力企業や市町村等へ配布し、各々のデジタルサイネージなどで放映することを前提とした仕様とする（画面比：16：9、ファイル形式：MP4等）
- ・字幕を付けることとする。
- ・メッセージの内容については、県と協議の上、決定する。
- ・7月末頃までには電子データを県へ納品すること。

(4) チラシ・ポスターの作成・送付

「ケアラー月間」の広報手段はチラシ等の紙媒体による広告手段を用いる。

ア チラシ、ポスターの作成について

- ・「令和5年度ケアラー月間」の周知や「ケアラーに関する講演会等」及び「ケアラー月間パネル展」の告知用とする。
- ・デザインは、令和4年度ケアラー月間のポスター、チラシデザインを基本とする。なお、昨年度のデザインデータ（aiデータ）については、県が提供する。
- ・チラシのサイズはA4、ポスターはB2とする。
- ・7月末頃までには電子データを県へ納品すること。

- ・印刷部数については、チラシ40,000部、ポスター4,000部とする。
- イ チラシ、ポスターの送付について
- ・県が指定した県内の団体約150団体へ9月末～10月中旬頃までに納品する。
 - ・送付先、各団体への送付部数については8月末を目途に県が決定する。

(5) その他受託者独自の提案による啓発事業の実施

- ・本事業の目的を達成するため、啓発手段等も含め、受託事業者の独自提案による啓発事業を実施する。
- ・なお、実施の詳細については受託後、県と協議の上、決定する。

(6) 実績報告

業務完了後、報告書を提出する。

(7) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5. その他留意事項

(1) 作業条件

- ・業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき県と調整を図りつつ進めること。
- ・委託者と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備すること。

(2) 委託者への損害賠償

- ・受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(3) 第三者への損害賠償

- ・受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 著作権の取扱い

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(5) 第三者が権利を有する著作物

- ・納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

(6) 人物画像の取扱い

- ・本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の

修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(7) 定めのない事項等

- ・本仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。